



	介護保険事業所番号	1671100715
廃止の届出を受理した年月日		令和2年1月31日

事業者の名称		社会福祉法人射水福祉会
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	いみず苑「きらめき」
	所在地	射水市七美727番地
	介護保険事業所番号	1671100723
廃止の届出を受理した年月日		令和2年1月31日

事業者の名称		社会福祉法人射水福祉会
サービスの種類		短期入所生活介護
事業所	名称	いみず苑「ひびき愛」
	所在地	射水市七美727番地
	介護保険事業所番号	1671100731
廃止の届出を受理した年月日		令和2年1月31日

## 富山県告示第64号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		社会福祉法人射水福祉会
サービスの種類		介護予防短期入所生活介護
事業所	名称	いみず苑「ひびき愛」
	所在地	射水市七美727番地

	介護保険事業所番号	1671100731
廃止の届出を受理した年月日	令和2年1月31日	

## 富山県告示第65号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山大沢野線	富山市中市二丁目127番1から 富山市中市二丁目33番9まで	令和2年2月26日	富山土木センター

## 富山県告示第66号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称  
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・413号 下伏間江福田線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成20年12月10日から令和7年3月31日まで

**富山県告示第67号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・6・242号 大正町池田町線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成18年2月15日から令和7年3月31日まで

**富山県告示第68号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 施行者の名称**

富山市

**2 都市計画事業の種類及び名称**

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・271号 不二越町秋吉線

**3 事業地**

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

**4 事業施行期間**

平成14年3月20日から令和7年3月31日まで

**富山県告示第69号**

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 都市計画の種類及び名称**

- (種類) 滑川都市計画道路  
(名称) 3・4・2号 漁港中野島線  
3・5・1号 滑川海岸線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 変更した部分

滑川市坪川、坪川字岩田、坪川字郷道下、坪川字斉知、坪川字前田及び中野島字大野田割の各一部

### (2) 削除した部分

滑川市坪川字金堀、坪川字北苗代、坪川字南川原、中野島及び中野島字大囲割の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

滑川市建設部まちづくり課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第70号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 都市計画の種類及び名称

- (種類) 立山舟橋都市計画道路  
(名称) 3・4・1号 大窪米沢線

3・6・4号 立山水橋線

3・6・9号 富山立山線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 変更した部分

立山町米沢字川渕割、米沢字水掛割、米沢字傳右エ門田割、米沢字西ノ宮割、米沢字松林割、五百石字山ノ高割、五百石字東北割、五百石字西北割、五百石字西瀬先割、五百石字東瀬先割、五百石字東中割、前沢、前沢字堂ノ前、前沢字山ノ高、前沢新町、草野、大窪、大石原及び利田の各一部

### (2) 削除した部分

立山町前沢字辰ノ尾、利田字伝左エ門及び日置字中細田割の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

立山町建設課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第71号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市入谷字池田11の4、14（次の図に示す部分に限る。）、15の1、15の2、沖字崩24、25、28から31まで、32・35・36（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字押廻シ4270から4272まで、字蒲谷4273から4275まで、4273地先・4274地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、院瀬見字宿原5665（次の図に示す部分に限る。）、5666から5670まで、字鼻野尾4の

## 3、4の5

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第72号**

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町春日696（次の図に示す部分に限る。）、697から699まで、字七右エ門新1977の3・1978の1・1979の1・1980の1・1994の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1995の乙、1995の2、字丁松田2009、2011（次の図に示す部分に限る。）、2012、2013・2014の2・2039の1・2040（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、五十里6、7、8の1から8の3まで、9、10、11の1から11の3まで、12の1・13の1・14の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、15、16、17の1・18の1・19の1・20の



1・26の1・27（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、28、29、30の1・31の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、32から36まで、68・69の1・69の2・69の4から69の6まで・70の1・71の1・72の1・73の1・74の1・75の1・76の1・77の1・78の1・143・144・153・154（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）、156、下飯野18の1・19の1・22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、横山字尻田1874の1・1876の1・1877・1878・1882の1・1894の2・1895の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

潮害の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第73号

保安林の指定予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定をする予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を入善町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年2月26日

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町八幡327

## 2 所在が不明である通知の相手方

室木栄松、佐野久太郎

## 3 通知の内容

1の森林について、令和元年9月30日富山県告示第398号で告示したとおり保安林の指定をする予定である。

## 4 森林法第189条による掲示

令和元年10月8日から入善町役場に掲示した。

**富山県告示第74号**

保安林の指定予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定をする予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による通知の相手方が所在不明のため、同法第189条の規定により当該通知を魚津市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 指定予定に係る保安林の所在場所

富山県魚津市東山字チシリ谷1862の4

## 2 所在が不明である通知の相手方

中島甚作

## 3 通知の内容

1の森林について、令和2年2月7日富山県告示第37号で告示したとおり保安林の指定をする予定である。

## 4 森林法第189条による掲示

令和2年2月7日から魚津市役所に掲示した。

**富山県告示第75号**

保安林の指定施業要件の変更予告示の正誤に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を砺波市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原55、416、417、510

2 所在が不分明である通知の相手方

橋場幸作、高田由夫

3 通知の内容

1の森林について、令和元年10月23日富山県告示第444号で告示した保安林の指定施業要件を変更する予告示の正誤である。

4 森林法第189条による掲示

令和2年2月14日から砺波市役所に掲示した。

**富山県告示第76号**

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年3月1日から令和2年3月31日まで

### 富山県告示第77号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営古沢築留地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営古沢築留地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年2月26日から

令和2年3月26日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

#### 教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知

った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により舟橋村から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 立山舟橋都市計画公園
- (名称) 2・2・951号 舟橋村児童公園

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間

令和2年2月3日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

富山市奥田双葉町ほか地区